

第 76 回国民体育大会 医事・衛生基本方針

第 76 回国民体育大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、大会参加者等が清潔で快適な環境のもとで十分な活躍と観覧等ができるよう、次の方針に基づき実施する。

1 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、医療救護体制を整えるとともに、周知に努める。

2 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防するため、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努める。

3 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、食品関係施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努める。

4 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、廃棄物の適正処理、各会場及びその周辺の美化等に取り組むとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の向上に努める。